

施設等利用費請求書の記入例

- 請求書に正確な情報を記載するため、請求書を作成する際は、必ずお手元に次の書類を用意してください。

- 子育てのための施設等利用給付認定通知書
- 請求対象月に利用施設に支払った利用費の金額が確認できる書類（領収書等）

★『施設等利用費請求書』は、保護者の方が利用施設に支払われた施設等利用費に対して、市から「償還払い」を受けるための書類です。

★四半期ごと、認定子どもごとに請求書を作成・提出する必要があります。

記入した内容を訂正する場合は、二重線で訂正してください。

★修正液・修正テープによる訂正はしないでください。

（表面）

様式第1号（第6条関係）

令和8年10月
改訂版

償還払い用

子どもコード

請求No.

施設等利用費請求書

※1 請求書は、請求対象期ごと、認定子どもごとに作成してください。

□ 第1四半期
令和 年
4月～6月分

□ 第2四半期
令和 年
7月～9月分

☒ 第3四半期
令和 8 年
10月～12月分

□ 第4四半期
令和 年
1月～3月分

私は、子ども・子育て支援法第30条の1第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記のとおり請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んでください。
なお、施設等利用費の審査にあたり、裏面記載の事項に同意します。

提出方法	窓・郵	受付者	
提出者	父・母・園・（		
本人確認	免・マ・健・（		

請求日 令和 9 年 1 月 14 日

1. 請求者（施設等利用給付認定保護者）及び償還払いの振込先

フリガナ	オカヤマ タロウ	認定		〒 700 - 8544
請求者氏名※2	岡山 太郎	住所	岡山市北区大仏一丁目	
生年月日	昭和・平成 60 年 1 月 1 日			
償還払い振込先※3 ※4	☒ 今回新たに振込先を指定 ☐ 前回と同じ振込先を指定	金融機関名 / 支店名	口座番号	口座名義（カタカナ）
	岡山 銀行・信用金庫 岡山 支店	1234567890	オカヤマ ハナコ	

※2 請求者氏名は、必ず「子育てのための施設等利用給付認定通知書」に記載された保護者の氏名を記入してください。

請求者が署名する場合は押印不要です。

※3 原則、請求者名義の口座です。請求者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、裏面の「委任状」を作成してください。

※4 「前回と同じ振込先を指定」を選んだ場合は、金融機関名等の口座情報の記載を省略してもかまいません。

2. 認定子ども

フリガナ	オカヤマ コタロウ	施設等利用給付認定	認定区分	□ 第1号 ☒ 第2号 □ 第3号
認定子ども氏名	岡山 小太郎	認定番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	
生年月日	平成 4 年 1 月 1 日	請求対象期間における住所	☒ 岡山市内 ☐ 転入した（転入日：令和 年 月 日） ☐ 転出した（転出日：令和 年 月 日）	

3. 請求対象期間における在籍・利用施設等

在籍幼稚園等	施設区分	施設名称	施設所在地	契約している利用料※5
☒ 幼稚園 ☐ 認定こども園 ☐ 特別支援学校幼稚園	幼稚園	〇〇幼稚園	岡山市〇区〇〇〇丁目	月 額 ** , ** 円 日 額 円 時間額 円
請求対象期間における在籍状況	☒ 期間中在籍 ☐ 途中入園した ☐ 途中退園した	幼稚園、認定こども園等に在籍（教育利用）していない場合は記入不要です。	預かり保育事業 ☐ 利用なし ☒ 利用あり	

利用した認可外保育施設等	施設・事業区分	施設・事業名称	施設等所在地	契約している利用料※5
① ☒ 認可外保育施設 ☐ 一時預かり事業 ☐ 病児保育事業 ☐ 子育て援助活動支援事業	〇〇ほいくえん	岡山市〇区〇〇 * * - * *	月 額 2,000 円 日 額 2,000 円 時間額 円	
② ☒ 認可外保育施設 ☐ 一時預かり事業 ☐ 病児保育事業 ☐ 子育て援助活動支援事業	△△園	岡山市△区△△ * * - * *	月 額 2,000 円 日 額 2,000 円 時間額 円	
③ ☐ 認可外保育施設 ☐ 一時預かり事業 ☐ 病児保育事業 ☐ 子育て援助活動支援事業			月 額 円 日 額 円 時間額 円	
④ ☐ 認可外保育施設 ☐ 一時預かり事業 ☐ 病児保育事業 ☐ 子育て援助活動支援事業			月 額 円 日 額 円 時間額 円	
⑤ ☐ 認可外保育施設 ☐ 一時預かり事業 ☐ 病児保育事業 ☐ 子育て援助活動支援事業			月 額 円 日 額 円 時間額 円	

※5 利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期等）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して算出した月額相当分の利用料額を、月額欄に記入してください。

認可外保育施設等の施設等利用費を請求する方（在籍園の「預かり保育事業」の利用なし）
▶▶▶ 裏面 4-2 へ

請求対象期はいずれかひとつにチェックしてください。

★異なる請求対象期（四半期）の利用費を、1枚の請求書で請求することはできません。

「子育てのための施設等利用給付認定通知書」に記載された保護者名（認定保護者）と一致していることを必ず確認してください。

★請求者の氏名が認定保護者と異なる場合、利用費を支払うことができません。

請求者が署名する場合は押印不要です。

請求者と口座名義が異なる場合は、裏面の委任状の記入が必要です。

認定区分及び認定番号は「子育てのための施設等利用給付認定通知書」で確認してください。

施設等利用費の請求内容（預かり保育事業に係る利用費請求の有無）に応じて、裏面の4-1または4-2のいずれかに請求内訳を記入してください。

● お手元の利用施設に支払った利用費の金額が確認できる書類（領収書等）を確認しながら、該当する年月の欄に正確に請求内訳を記入してください。

★無償化の対象となる施設等利用費には、給食費、通園費、行事費、その他実費（日用品代、制服代等）は含まれません。

(裏面)

利用年月は、表面でチェックした請求対象期（四半期）と一致する年月を記入してください。

在籍園の預かり保育事業が※8の条件に該当しない場合は、在籍園以外の認可外保育施設等に支払った利用費を請求することはできません。

月額上限額は、施設等利用給付の認定区分によって異なります。

処理結果 ☐ 一致 ☐ 不一致

4-1 在籍園の「預かり保育事業」利用あり 施設等利用費の償還払い請求内訳

利用年月		在籍園の預かり保育事業				対象額合計 (E=C+D)	月額上限額 (F) ※9	請求額 (EとFの低い方)
		預かり保育に支払った金額 (A) ※6	利用 日数	算定基本額 (490×利用日数) (B) ※7	AとBの金額の 低い方を記入 (C)			
令和8年	10月	5,000円	10日	4,900円	4,900円	10,000円	12,300円	12,300円
	11月	5,000円	10日	4,900円	4,900円	5,000円	12,300円	9,900円
	12月	4,000円	8日	3,920円	3,920円	10,000円	12,300円	12,300円

※6 上記の支払った額（A、D）について、それぞれ次の証明書類を添付してください。

※8 「在籍園以外の認可外保育施設等に支払った金額（D）」は、在籍園の預かり保育事業が次のいずれかに該当する場合のみ記入してください。
○教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満の場合
○年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数200日未満の場合

A ☐ 特定子ども・子育て支援提供証明書 兼 利用料領収証明書（預かり保育）
D ☐ 特定子ども・子育て支援提供証明書 兼 利用料領収証明書（認可外保育施設）
☐ 援助を行う会員が発行した活動報告書（←子育て援助活動支援事業を利用した場合）

※9 幼稚園、認定こども園等の預かり保育事業利用に係る月額上限額（F）は、次のとおりです。
●施設等利用給付 第2号認定（R8.9利用分まで）11,300円（R8.10利用分以降）12,300円
●施設等利用給付 第3号認定（R8.9利用分まで）16,300円（R8.10利用分以降）17,700円

※7 (R8.9利用分まで) 450×利用日数

4-2 在籍園の「預かり保育事業」利用なし 施設等利用費の償還払い請求内訳

利用年月		認可外保育施設に支払った月額利用料 (保育料) (G) ※10 ※11	一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料 (H) ※11	支払額合計 (I=G+H)	月額上限額 (J) ※12	請求額 (IとJの低い方)
令和8年	10月	25,000円	0円	25,000円	40,300円	25,000円
	11月	40,300円	0円	40,300円	40,300円	40,300円
	12月	38,000円	3,000円	41,000円	40,300円	40,300円

※10 利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期など）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定してください。

※11 上記の支払った額（G、H）について、それぞれ次の証明書類を添付してください。

G ☐ 特定子ども・子育て支援提供証明書 兼 利用料領収証明書（認可外保育施設）
H ☐ 特定子ども・子育て支援提供証明書 兼 利用料領収証明書
☐ 援助を行う会員が発行した活動報告書（←子育て援助活動支援事業を利用した場合）

※12 認可外保育施設等の利用に係る月額上限額（J）は、次のとおりです。
●施設等利用給付 第2号認定【R8.9利用分まで】37,000円（幼稚園・認定こども園在籍児11,300円）【R8.10利用分以降】40,300円（幼稚園・認定こども園在籍児12,300円）
●施設等利用給付 第3号認定【R8.9利用分まで】42,000円（幼稚園・認定こども園在籍児16,300円）【R8.10利用分以降】45,700円（幼稚園・認定こども園在籍児17,700円）

⇒以下の場合は月額上限額は、それぞれ次のとおりとなります。
○途中で認定期間が終了する場合、又は別の市町村へ転出する場合【R8.9利用分まで】37,000(42,000)円 × 転出日までの日数 ÷ その月の日数【R8.10利用分以降】40,300(45,700)円 × 転出日までの日数 ÷ その月の日数
○途中で認定期間が開始される場合、又は別の市町村から転入した場合【R8.9利用分まで】37,000(42,000)円 × 転入先での認定日からの日数 ÷ その月の日数【R8.10利用分以降】40,300(45,700)円 × 転入先での認定日からの日数 ÷ その月の日数

在籍園（幼稚園、認定こども園等の教育利用）の預かり保育事業に係る利用費を請求する場合は、こちら（4-1）に記入してください。

（在籍園の預かり保育事業に加え、認可外保育施設等の子育て支援サービスの利用費を請求する場合もこちら。）

預かり保育事業の利用がない場合は、こちら（4-2）に記入してください。

※10、※12の算定で端数がある場合は、1円未満が切り捨てになります。

表面で、請求者と異なる名義の振込先を指定した場合は、委任状の記入が必要です。

請求者が署名する場合は押印不要です。

委任状

岡山市長 様

令和 9 年 1 月 14 日

私は、施設等利用費の受領に関する権限を右記の代理人に委任します。

請求者本人（委任者）

請求者が署名する場合は押印不要です

代理人（振込先名義人）

住 所 岡山市北区大供一丁目1-1

住 所 岡山市北区大供一丁目1-1

氏 名 岡山 太郎

氏 名 岡山 花子

生年月日 昭和 平成 60 年 1 月 1 日

生年月日 昭和 平成 61 年 2 月 2 日

施設等利用費の審査に係る請求者同意事項

- (1) 請求者と認定子どもが、岡山市内に居住していることを岡山市が住民基本台帳で確認すること。
- (2) 実際に利用していることを岡山市が対象施設に確認すること。
- (3) 利用料の支払い状況を岡山市が対象施設に確認すること。
- (4) 課税状況を岡山市が確認すること。